

静岡市発達障害者支援センターの愛称について

平成20年9月3日

静岡市発達障害者支援センター
静岡市保健福祉子ども局福祉部障害者福祉課

1 決定内容

愛称名	静岡市発達障害者支援センター「きらり」
応募者	勝又 敦子 さん（葵区、会社員）
説明	障害者の方の素晴らしい“きらり”と輝く原石のような魅力をイメージし名づけました。障害と向き合いながら、たくましく頑張っておられる障害者の方の通いやすいセンターとなることを願っています

※ 決定作品応募者の勝又さんに対しましては、後日、発達障害者支援センターより表彰及び記念品贈呈を行います。

2 決定までの経緯

平成19年5月28日

平成19年度第1回静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会において、「発達障害を有する方及びその保護者等が親しみを持って相談することができるように」との、発達障害者支援センターの愛称に関する意見が出される

平成19年10月1日

静岡市発達障害者支援センター開設

平成20年3月21日

平成19年度第2回静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会において、愛称案について公募し、選考の上、決定する旨を提案し、了承される

平成20年7月1日から7月31日まで

静岡市発達障害者支援センターにおいて、愛称の公募を実施

平成20年8月4日

静岡市及び静岡市発達障害者支援センター職員にて予備選考を実施

平成20年8月20日

選考会開催、愛称決定

平成20年9月3日

平成20年度第1回静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会において結果発表

3 選考過程

(1) 応募総数

29件

(2) 予備選考結果

29件

※ 応募資格のないもの・重複しているもの・明らかに不適当なものを除外することとしていましたが、除外対象となるものがなかったため、29件全てを最終選考対象としました。

(3) 選考会

日時： 平成20年8月20日（水）午後5時30分から午後6時10分まで

場所： 静岡市発達障害者支援センター 面接室

<選考記録（概要）>

① 選考委員1人つき最高5票までで投票を行い、投票結果上位5件に候補を絞り込みました。

② 上位5件のうち、

- ・ 他の発達障害者支援センターの愛称と類似しているもの1件
- ・ センター事業受託者である静岡県済生会内の他施設の名称と類似しているもの1件
- ・ 一般的に広く使われている名詞であり、他の施設との類似が容易に想像できるもの1件

以上の3件を除外しました。

③ 残った2件について、選考委員による投票を行い、過半数を得た「きらり」を愛称として決定しました。

(4) 選考委員（敬称略）

静岡大学教育学部教授 （静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会委員長）	大塚 玲
静岡市静岡手をつなぐ育成会会長 （同委員）	河内 園子
静岡市発達障害者支援センター管理責任者 （同委員）	森山 明夫
静岡市発達障害者支援センター所長	前田 卿子
静岡市障害者福祉課長	栗田 克己

4 愛称の位置付け

発達障害者支援センターの名称は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条にて規定されており、静岡市におきましても静岡市発達障害者支援センター事業実施要綱（平成19年10月1日施行）により規定しているところです。

今回決定しました愛称は、この名称に付随させ、市民にとって気軽に利用できる親しみ安さを与えることを目的に、発達障害者支援センターが使用するものとします。

よって、今後も公文書上はもとより、各種場面において公式に呼称する際は「静岡市発達障害者支援センター」とするものとし、愛称は公式な場面以外で必要に応じて使用するものとします。

5 愛称の使い分け

区分	呼称	主な使用範囲
名称のみ	静岡市発達障害者支援センター	・公文書（センターが発する公文書も含む。） ・市主催の各種会議
名称・愛称併用	静岡市発達障害者支援センター「きらり」	・公式な場面以外 ・各種パンフレット（名称に付随させて使用） ・センター主催の各種会議 ※愛称を用いる際は、原則として名称+愛称で用いることとします。
愛称のみ	「きらり」	※愛称のみ使用は、未知の市民の誤解を招く恐れがあるので、市及びセンターにおいては、原則として愛称のみでは使用しません。 ※文書中又は会議中において、センターの名称を呼称する際は、最初に説明を行った上で、2度目以降に略称として愛称のみを使用することはあります。 ※市民が、愛称のみを使用することは、自由です。